

平成29年7月27日

NPO 法人福生市体育協会

各加盟団体長 各位

NPO 法人福生市体育協会

会長 三ツ橋 誠一

(印章省略)

平成29年度福生市体育協会表彰者の推薦について

日頃より、当体育協会に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび福生市体育協会規約第3条9号に基づく理事会議決事項第8号により体育活動において、その業績が特に顕著で協会の名誉を高め他の模範とするにふさわしい方を平成29年度福生市民総合体育大会総合開会式において表彰いたしたく、貴団体において該当する方の推薦をお願いいたします。

なお、貴団体から推薦が無い場合においても、事務局へ必ずその旨を連絡して頂くようお願いいたします。

記

提出書類 推薦書（別紙）

提出期限 平成29年8月30日（水）

提出場所 NPO 法人福生市体育協会事務局

《問合せ先》

NPO 法人福生市体育協会事務局（中村・野方）

042-551-0211

福生市体育協会規約抜粋

第3条 本会は第2条の目的を達するためつぎの事業を行う。

(9) 本会の発展に顕著に寄与した加盟団体及び個人の表彰を行うこと。

理事会議決事項 第8号

福生市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、福生市体育協会規約第3条9号に基づき、福生市体育協会（以下「本会」という）の発展に寄与し、併せて福生市体育スポーツの振興に尽くした加盟団体及びその構成チームあるいは構成員の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰の種類は、団体表彰と個人表彰とする。

(1) 団体表彰は、功績賞、特別功績賞及び感謝状とする。

(2) 個人表彰は、功績賞、特別功績賞、功労賞、特別功労賞及び感謝状とする。

(表彰基準及び対象)

第3条 表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。

(1) 功績賞は、福生市の代表として、競技成績が特に優秀であり、市民スポーツの高揚に寄与した功績が著しいもの。

(2) 特別功績賞は、次の号に該当するものに対して行う。

① 東京都代表として、全国大会へ出場したもの。

② 福生市の体育スポーツ振興に特に功績があった加盟団体。

(3) 功労賞は、体育スポーツの振興に尽力し、その功績が顕著なもの、若しくは地域スポーツ振興に尽くしたもの。